

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月25日（平成28年（行情）諮問第265号）

答申日：平成29年1月24日（平成28年度（行情）答申第671号）

事件名：特定事件に係る海上自衛隊と法務局の打合せに関し特定の内容が含まれる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月4日付け防官文第19143号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 法務省東京法務局に同趣旨の開示請求をしたところ、「経過報告」と題された文書が開示された。これに対応する処分庁の記録があるはずである。さしあたり、海幕法務室にあった4文書はどうだろうか。あと、この時期の訴訟経過通知書も一通りチェックすべきだ。

イ 平成18年に始まった特定事件訴訟においては、特定自衛隊員の自殺の原因が争点となった。当初被告国側は、特定自衛隊員の自殺についての主張を留保していた。調査回報書（国を当事者とする訴訟において、事件の概要や応訴方針等について、関係行政庁から法務省に通知する文書）の別紙・別冊を構成していた護衛艦隊司令部調査報告書（18.1.31）に基づく主張をすることも検討されたが、結局訴訟係属とほぼ同時に開始された、文書提出命令申立事件の結果を見極めることとされたのである。

そして、文書提出命令申立事件が終結した平成20年になって初めて、国側は自殺原因について主張した。

すなわち、護衛艦隊司令部調査報告書（18.1.31）に基づく主張をするか否かは、足掛け3年にわたって検討されたのであるから、開示請求対象文書はあっていいはずである。

(2) 意見書

ア 諮問庁・処分庁と連携して特定事件訴訟を迫行した法務局に対して同様の開示請求をしたところ、1件の文書が開示された。したがって、特定事件訴訟において、護衛艦隊司令部幕僚長の調査報告書の提出、ないしそれに基づく主張が検討されたことは明らかである。逆に、法務局に記録があるのに、防衛省の側に記録がない、関係者の記憶もないというのは不自然である。記録があるのに当時の担当者が隠している、又防衛省の側にも記録があるのに隠している可能性がある。もう一度調査して頂きたい。

イ また、平成25年度（行情）答申第89号事件に係る調査の過程で諮問庁・処分庁が作成したメール及び理由説明書の案によると、平成18年夏頃、防衛省内局補任課の特定職員が、海上幕僚監部の担当者から調査報告書の提示を受けたということである。平成18年夏当時の担当者に再度確認して頂きたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書を探索したが、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成27年12月4日付け防官文第19143号により文書不存在による原処分を行った。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、海上幕僚監部及び横須賀地方総監部の関係部署において、机、書庫及びパソコン内のデータを探索したが、保有を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。なお、関係職員にも聴き取りを行ったが、当時、法務局と本件開示請求の内容について検討をしたかどうか記憶がなく、本件対象文書を作成及び取得したかどうかについても不明であった。

また、本件異議申立てを受け、念のために再度同様の探索を行ったが、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立人が東京法務局に行った同趣旨の開示請求に対して、一部開示された文書に対応する処分庁の記録が存在する旨主張し、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、当該文書に対応する処分庁の記録を確認したところ、本件開示請求に合致する内容についての記載はなかった。なお、異議申立書に記載の海幕法務室にあった4文書を含め、異議申立人がチェックすべきだとしている特定事件訴訟に係る訴訟経過通知書の内容についても確認したが、いずれにも本件開示請求に合致する内容についての記載は認められなかった。

また、異議申立人は、「護衛艦司令部調査報告書（18. 1. 31）に基づく主張をするか否かは、足掛け3年にわたって検討された」として、開示請求対象文書はあっても良いはずであると主張するが、上記2のとおり、関係職員からの聴き取りも含め所要の探索を行ったにもかかわらず本件対象文書の存在を確認できなかったことから、文書不存在につき不開示とする原処分を行ったものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月6日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年12月12日 | 審議 |
| ⑤ 同月26日 | 審議 |
| ⑥ 平成29年1月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定事件訴訟に係る海上自衛隊と法務局の打合せの内容が分かる文書で、特定自衛隊員の自殺原因について、平成18年1月31日付け護衛艦隊幕僚長の調査報告書（調査回報書の一部を構成）を訴訟に提出するか、あるいはそれに基づく主張をするかどうか検討（以下「本件検討」という。）した内容が含まれるものである。

異議申立人は、処分の取消し並びに文書の再特定及び全部開示を求める旨主張し、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としている。

ところで、本件開示請求は、特定事件訴訟に係る海上自衛隊と法務局の打合せにおいて、本件検討を行ったことを前提とするものであり、本件対象文書の存否を明らかにすることにより法5条各号の不開示情報を開示することとなる場合には、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものに該当する可能性があることから、以下、この点について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

本件開示請求は、特定事件訴訟に係る海上自衛隊と法務局の打合せにおいて、本件検討をしたことが分かる文書の開示を求めるものであるから、本件対象文書の存否を答えることは、海上自衛隊と法務局との間において、特定事件訴訟の対応のため特定事項についての打合せが行われたか否か（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

本件存否情報を公にすれば、訴訟の一方当事者である国の訴訟対応方針等に関し、率直な意見交換のための内部的な検討、協議等の実施が不当に

阻害されるおそれを否定できず、また、訴訟担当部局の担当者において、上記不都合を回避するために、本来作成すべき上記検討、協議に関する記録の作成を控えることにもなりかねず、その結果、上同等の関係者が特定事件に係る打合せの内容を的確に把握することができなくなって、訴訟担当部局内部における検討・協議に支障を来したり、訴訟対応についての的確な指示がされなくなるおそれも否定できない。

したがって、本件存否情報については、これを公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められ、法5条6号口の不開示情報に該当する。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行っているが、本来は存否応答拒否すべきであるので、改めて原処分を取り消して不開示とする意味はないため、原処分において本件対象文書を保有していないとしたことは、結論において妥当であると認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条6号口に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙（本件対象文書）

特定事件訴訟に係る海上自衛隊と法務局の打ち合わせの内容がわかる文書で、以下の内容が含まれるもの。

「特定自衛隊員の自殺原因について、平成18年1月31日付護衛艦隊幕僚長の調査報告書（調査回報書の一部を構成）を訴訟に提出するか、あるいはそれに基づく主張をするかどうか検討したこと。」